

○共立蒲原総合病院組合議会特別委員会条例

〔昭和55年3月29日〕
〔条例第2号〕

改正 平成25年3月26日条例第4号

(特別委員会の設置)

第1条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 委員会の定数は、議会の議決で決める。

(特別委員の選任)

第2条 特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って選任する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共がないときの互選)

第4条 委員長及び副委員長が共がないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めてその互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第5条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第6条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第7条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第9条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くこと

ができない。ただし、第11条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。

（表決）

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第11条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟、姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する義務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは会議に出席し発言することができる。

（傍聴の取扱）

第12条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第13条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

（出席説明の要求）

第14条 委員会は、審査又は調査のため管理者又は監査委員に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（議事妨害及び離席の禁止）

第15条 何人も、会議中は、みだりに発言し、又は騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

（秩序保持に関する措置）

第16条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第17条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない

い。

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第18条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び事件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第19条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申出た者の中にその事件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第20条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退場させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第21条 委員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、委員に対し質疑することができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第22条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでない。

(記録)

第23条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名または押印しなければならない。

2 前項の記録は議長が保管する。

(会議規則との関係)

第24条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。